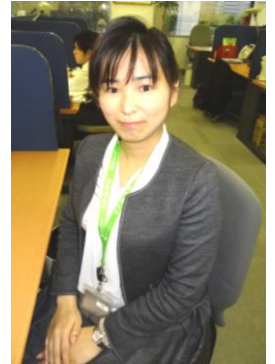


## 【消費税増税ココに注意！ 第6回】

こんにちは、税務部の生島礼子です。消費税率が引上げとなり、1ヶ月が経過しました。今回は、短期前払費用の支払をおこなった際の処理方法についてお伝えします。

平成25年10月1日以後に契約した短期前払費用（一定の要件を満たすことで、翌期を含む期間に関する費用が支払った期の費用となるもの）について、請求書などで4月1日以降の費用が消費税額8%で請求されていることが明らかな場合は、区分して仕入税額控除ができます。しかし、8%分の仕入税額控除は3月31日までの期間ではできないため、10月から3月までの決算の場合、期をまたいでの処理が必要です。

この場合の経理上の処理方法は2通りあるので具体例とともにご説明します。



3月決算法人が10月に支払った家賃(月額税抜100千円)で請求書記載額が以下のような場合を考えます。  
 平成25年11月～平成26年3月分 家賃500千円、消費税5%・25千円  
 平成26年4月～平成27年10月分 家賃700千円、消費税8%・56千円 支払総額1,281千円

1. 4月以降分に含まれる消費税をいったん仮払金として処理する方法		★忘れにくいのでオススメ	
(平成26年3月期)	賃貸料 1,200千円 仮払消費税 25千円 仮払金 56千円	/	現預金 1281千円
(平成27年3月期)	仮払消費税 56千円	/	仮払金 56千円
2. いったん5%で仕入税額控除をおこない、4月以降分については翌期に改めて控除し直す方法			
(平成26年3月期)	賃貸料 1220千円 仮払消費税 61千円	/	現預金 1281千円
(平成27年3月期)	賃貸料 700千円 仮払消費税 56千円	/	賃貸料 720千円 仮払消費税 36千円

正しい処理をおこなうためにも、まずは請求書の確認をしっかりといただくことが大切かと思えます。消費税改正のシリーズは今回で最終回です。次号からはまた通常のコラムをお届けします。(税務部/生島 礼子)